

四国中央市立北小学校いじめ防止基本方針（概要）

学校の教育目標 「進んで学び 心豊かに たくましく生きる北小の子どもを育てる」

【基本理念】

- ・ 温かい心でつながりあえる集団を育成し、いじめの未然防止に最善を尽くす。
- ・ 早期に発見し、適切に対応できるように教育相談体制の充実を図り、問題解決にあたる。

【いじめに対する基本認識】

- ・ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうるという危機意識と被害者の立場に立ち、いじめは絶対許さないという共通意識を持って、いじめの防止等のための対策を組織的・計画的かつ効果的に推進する。

『いじめの定義』

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止校内委員会』の設置

- ・ 早期発見のための研修
- ・ 「学校生活アンケート」の実施
- ・ 相談活動の充実
- ・ 保護者との連携・情報の共有
- ・ 地域及び関係機関との連携

『早期発見に向けて』

- ◎ 校内研修の充実
 - ・ いじめ問題に対する認識や日頃の取組について、定期的に自己点検を行う。（職員会議時）
 - ・ 「学校生活アンケート」を実施し、その結果を基に問題の早期発見に役立てるとともに、教育相談を充実する。（全児童）
 - ・ 児童の声に耳を傾ける。（日記やつづり方の活用）
- ◎ 地域及び関係機関との連携
 - ・ 児童見守り隊や公民館、交番等との連携を図り、協力体制を整える。

『いじめの未然防止』

（職員の取組）

- ◎ 学級経営の充実
 - ・ 児童一人一人のよさを認め、伸ばし、存在感と充実感のもてる学級づくりに努める。
- ◎ 分かる授業づくり
 - ・ 学習状況調査等の結果を踏まえ、学習指導の一層の改善・充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ◎ 人権・同和教育の充実
 - ・ 差別の現実から深く学ぶことを基本理念として、人権感覚を磨き、自らを高める。
- ◎ 道徳教育の充実
 - ・ 思いやりの心を持ち、友達を大切にし、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を養う。
- ◎ 特別活動の充実
- ◎ 相談体制の整備
- ◎ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策（携帯・スマホ等実態調査の実施及び保護者対象の研修会の実施）
- ◎ 発達障がい等への共通理解（公開授業及び共通理解）
- ◎ 校内研修の充実
- ◎ 情報の共有（職員会議の議題に設定）
- ◎ 学校相互間の連携協力体制の整備

（児童の取組）

- ◎ 児童の主体的な活動
 - ・ なかま集会を通し、いじめを許さない風土を学校全体に根付かせる。
 - ・ ふるさとめぐりや全校遊びなどの全校縦割班活動を通じ、いじめをしない、許さない態度を培う。

『いじめに対する早期対応』

「いじめ対策校内委員会」の設置

いじめの事実を感じたり、確認したりした場合には「いじめ対策校内委員会」を招集し、以下のような対応をとる。

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者に対して必要な情報を提供したり、支援したりする。
- ・ いじめを行った児童やその保護者に対して、指導や助言を行う。
- ・ 速やかに教育委員会へ報告し、問題に向けて指導助言等の適切な支援を受ける。
- ・ 必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。
- ・ いじめを行った児童に対しては教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条に基づき適切に対応する。
- ・ 学校教育法第35条の規定に基づき、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかにとる。
- ・ 市教育委員会等へ報告する。四国中央警察署と連携して対処する。
- ・ 四国中央警察署に通報し、適切に援助を求める。